

体調不良者に対する 宿泊施設の対応

下田市観光協会

宿泊中もしくは宿泊予約者に、新型コロナウイルス感染が疑われる体調不良者が出た場合の、宿泊施設の対応について、行政からの発表を宿泊施設目線で作成しました。

体調不良者が出た場合の連絡・行動の流れを示してあります。宿泊施設はこの手順に沿って対応することをお勧めします。

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合の対応

宿泊者・宿泊予約者が体調不良・感染疑い

帰国者接触者相談センター

【平日8:30~17:15】

050-5371-0561 050-5371-0562

【土日祝日・夜間】

050-5371-0561

① 体調不良の本人が帰国者接触者相談センターに電話で相談

受診が必要と判断した場合

受診不要と判断した場合

② 帰国者接触者外来を受診

検査が必要と判断した場合

検査不要と判断した場合

③ 抗原検査・PCR検査

陽性となった場合

検査後は他の人との接触をなくす
または個室待機が必要

④ 入院又は軽症者等
宿泊療養施設へ入所

陰性となった場合

どこで
個室待機するのか

⑤ 一般診療を受診(任意)

自宅へ帰宅

宿泊施設へ
宿泊

個室待機又は他の宿泊者との接触なく
生活ができる民間宿泊施設

上記ができない場合は

行政が準備する待機施設

- ① 高熱・息苦しきの強い症状、発熱・咳の長い症状、高齢者・基礎疾患保有者・妊婦の発熱・咳の症状がある場合は、帰国者接触者相談センターに本人が電話で相談する。
センターが帰国者接触者外来の受診を必要と判断した場合は、外来を受診する。
センターが受診を不要と判断した場合は、必要であれば一般診療を受診、その後自宅へ帰るか、宿泊施設へ宿泊・安静にする。
- ② 帰国者接触者外来が抗原検査・PCR検査を必要と判断した場合は、検査を受ける。
検査を不要と判断された場合は、自宅へ帰るか、宿泊施設へ宿泊、安静にする。（帰国者接触者外来では、検査の必要性の判断だけでなく、症状にあった診療も行う。）
- ③ 検査を受けた後は、個室待機または他者との接触をなくすことが必要。その場所は個室待機または他の宿泊者との接触なく生活できる民間の宿泊施設もしくは行政が準備する待機施設。個室待機が難しい宿泊施設は、行政の待機施設へ移動することを体調不良者へ要請する。検査を受けた者は伝染病の感染が強く疑われる者に該当しないため、宿泊を拒んではならないため、あくまで要請となる。ただし、その場合は、行政が最終的なセイフティーネットとして待機施設を用意する。
- ④ 検査で陽性となった場合は、指定病院に入院、または軽症者等宿泊療養施設へ入所する。
陰性であった場合は、必要であれば一般病院を受診、その後自宅へ帰り、安静にするか、宿泊施設で安静にする。
- ⑤ 帰国者接触者相談センターで、帰国者接触者外来の受診を不必要と判断された場合、帰国者接触者外来で抗原検査・PCR検査を不要と判断された場合、検査で陰性となった場合、これらの場合、体調不良者でも予約済または宿泊中の場合は、宿泊施設は宿泊を拒否することはできない。

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ①

例えば、どんな症状が出た時、
感染を疑えばいいの？

↓ その時は

帰国者接触者相談センターに電話で
どうするかについて相談してください。

電話で相談するのは**体調不良の本人**

観光客が発熱した場合、下田の一般医療
機関を受診するのではなく、すべて**帰国者
接触者相談センター**に電話してください。

センターでは「帰国者接触者外来」（指定医療機関）
の受診が必要か否かを判断します。

↓ 受診が必要と判断した場合

帰国者接触者外来を受診します

「高熱」「息苦しさ」「強いだるさ」

微熱や咳が長く続いている

微熱や咳がある（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦）

熱中症と区別がつかない発熱はどうする？

帰国者接触者相談センター

【平日8:30～17:15】

050-5371-0561 050-5371-0562

【土日祝日・夜間】

050-5371-0561

帰国者接触者外来受診不要と判断した場合

- ①自宅に帰り、安静にする。
- ②宿泊施設で、安静にする。
- ③帰国者接触者相談センターが紹介する医療機関を受診

ここでのポイント！

観光客が発熱したら、すべて帰国者接触者相談センターへ電話して、どうしたらよいか聞いてください。
市内の病院に直接行かないように言ってください。
市内の病院は発熱のある観光客は受け入れません。

下田市民は市内のかかりつけ医にまず電話で相談してください。その指示にしたがって帰国者接触者相談センターへ電話するか、そのままかかりつけ医を受診してください。

帰省者は市内の病院を直接受診できません。帰国者接触者相談センターへ電話連絡して、その指示に従ってください。

帰国者接触者外来の受診の案内は賀茂保健所からの連絡が本人にあります。
帰国者接触者外来受診不要の場合、診察を希望する時は、その旨をセンターに伝えて、その案内にしたがってください。市内医療機関に勝手に行かないようにしてください。

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ②

帰国者接触者外来(指定医療機関)を受診します

帰国者接触者外来が抗原検査・PCR検査が必要か否かを判断します。

検査が必要と判断した場合

抗原検査 ・ PCR検査

検査を受けた人は検査後は他の人との接触を避けること、または個室待機が必要になります。

検査不要と判断した場合

帰国者接触者外来での診療を受けることも可能

- ①自宅に帰り、安静にする。
- ②宿泊施設で、安静にする。

個室管理の場所は
どこ？

個室待機または他の宿泊者と接触なく生活できる
(トイレ・シャワー付き)民間宿泊施設

上記ができない場合

行政が準備する待機施設

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ③

抗原検査 ・ PCR検査

検査で陰性になった場合

- ① 自宅に帰り、安静にする。
- ② 宿泊施設で、安静にする。
- ③ 帰国者接触者外来を受診

検査で陽性になった場合

入院又は軽症者等宿泊療養施設へ入所

* 検査後、陽性が判明した人の搬送は行政が行います。

帰国者接触者外来へは
どうやって行けばよい？

軽症の場合

体調不良者自身の車で移動する

宿泊施設の車で送る(宿泊施設と相談の上)

ケアタクシーを使って移動(有料)

重篤な場合

救急車

* 帰国者接触者相談センターで帰国者接触者外来の受診が必要と判断された場合は、賀茂保健所より本人に連絡が入り、その時に移動について相談される。ケアタクシーの依頼先情報もその時に提供される。



宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ④

検査を受けている人と同じグループ・
同じ部屋の人はどうするの？

もし検査を受けている人に陽性が判明した場合、その
同行者は濃厚接触者として検査の対象になります。



同じグループの人たちは、他の人たち、さらには宿泊施設のスタッフとも
極力接触を避ける必要があります。



部屋は同行者のグループだけとしてください

トイレは他のグループとは共用しないでください



食事はそのグループだけできるようにしてください

食事の提供を含め、施設スタッフとの接触を極力少なくしてください

食器や備品等グループの人が触ったものに触った時は手洗いをしてください



グループの人たちが触ったものは後から消毒してください

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ⑤

感染の疑いのある体調不良者の宿泊を拒否できないの？

滞在中または予約済の感染の疑いのある体調不良者を体調不良を理由に宿泊を拒否することはできません。

旅館業法第五条

営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない
一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

検査で感染が確認されるまでは、「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる」に該当しません。

検査を受け、結果を待っている人をどのようにすればよい？

自らの宿泊施設で検査結果を待つ人の個室待機ができない時は、行政の準備する待機施設に移ることを、その人に要請する

施設のルールとして予約時、チェックイン時に検査結果を待つ場合は行政の待機施設に移ることを了承してもらう(法律上は難しいため、あくまで要請となる)

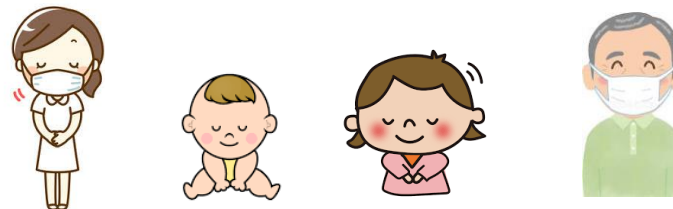
施設のルールの説明と同時に、下田市発信の下田ルールに「市内施設のルールを入館前によく理解して上でご利用ください。お守りいただけない場合は、ご利用をご遠慮いただく場合があります。」となっていることを同時に説明する

宿泊者・宿泊予約者が体調不良になった場合どうする？ ⑥

体調不良者に
帰宅要請できるの？

滞在中または予約済の体調不良者を体調不良を理由に
宿泊を拒否し、帰宅を強制することはできません。

だから、下田がみんなをお願いします



下田市からのお願い

下田を含め、日本全国で体調不良の方に対しては「自宅で安静」をお願いしています。下田は都会と異なり、医療体制が脆弱で、観光客の皆様に都会のように十分な医療を提供することができません。地域に於いて体調不良者の数が増えると、医療体制が機能しなくなります。地域医療崩壊になれば、住民だけでなく、観光客の皆さまにも危険が及びます。観光客の皆さまには、観光地下田の医療を下田市民といっしょに守っていただきますようお願いいたします。

「下田市からのお願い」と「下田ルール」を「施設からのお願い」と一緒に掲示してください。

下田ルール 下田市からのお願い

下田市では観光客の皆様を守っていただきたいルールがあります

みんなで守ろう！下田ルール

下田に来たら守ってほしいこと

1. 各施設内においてはマスクを必ず着用してください。
2. 市内の各施設・店舗等のルールを入館・入店前によく理解した上でご利用ください。

※熱中症にも注意いただくため、夏場人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外すようにしましょう（厚労省）



- ※お守りいただけない場合は、各施設・店舗等においてご利用をご遠慮いただく場合があります。



下田市にいるみなさま（観光客・従業員・市民）が感染の心配なく安心して過ごしていただくためのルールです。
ご協力よろしくお願いいたします。

下田市からのお願い

下田を含め、日本全国で体調不良の方に対しては「自宅で安静」をお願いしています。

下田は都会と異なり、医療体制が脆弱で、観光客の皆様にも都会のように十分な医療を提供することができません。地域に於いて体調不良者の数が増えると、医療体制が機能しなくなります。

地域医療崩壊になれば、住民だけでなく、観光客の皆様にも危険が及びます。

観光客の皆様には、観光地下田の医療を下田市民と一体として守っていただきますようお願いいたします。



施設からのお願い

当施設ではお客様入館時に、検温等体調のチェックをさせていただきます。
もしそこで問題が発生した場合は感染症対応の関係機関への連絡をお願いいたします。

高熱等、感染が疑われる症状をお持ちの方に対し、このペンション（民宿）では適切な対応をできるだけ設備を持っておりません。可能である場合は、ご帰宅の上、かかりつけ医の診療をいただく等、ご協力をお願い申し上げます。